

# 川口市ポイント券を使って市内でお買い物を

マイナンバーカードを利用して、各種クレジットカード会社のポイントやマイレージなどを、市が発行する川口市ポイント券と交換し、市内の店舗でお買い物ができるようになります。

## 交付を受けるには次の3つが必要です。

### ① マイナンバーカード (顔写真入り)



### ② 各種クレジットカードなどのポイント

下記企業のポイントなどを川口市ポイントに交換できます。

- 三菱UFJニコス
- 三井住友カード ● JCB
- クレディセゾン ● UCカード
- オリエントコーポレーション
- 日本航空 ●全日本空輸
- NTTドコモ ●サイモンズ
- 中部電力 ●関西電力

### ③ マイキーIDの作成・登録

マイキーIDは、クレジットカードなどのポイントをマイナンバーカードに移行する際に必要です。

マイキーIDの作成・登録、川口市ポイントへの交換は、総務省ホームページで行います。



愛称

「マイキーくん」

マイキープラットフォーム

※交換処理後にポイントを元に戻すことはできません。

※ポイントの有効期間は、交換処理後300日間です。利用せずに300日が経過するとポイントが失効するのでご注意ください。

### ポイント券の交付は6月から

川口市ポイント500ポイントにつき500円券と交換します。市内のお買い物にご利用ください。

交付場所：産業振興課窓口、支所、川口駅前行政センター  
詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…産業振興課 ☎048-259-9018 FAX048-259-2622

# 住宅宿泊事業 (民泊) が始まります

「住宅宿泊事業法 (民泊新法)」が6月15日(金)から施行され、住宅に有料で旅行者などを宿泊させることができるようになります。

市では4月より住宅宿泊事業者からの届出の事前受付を開始します。

また、良好な住環境保全のため、営業できる区域と期間を条例で定める予定です。

これに基づき、5月1日(火)までパブリックコメントを実施します。

### ◆民泊の制度、届出、運営システムの操作などに関する相談

民泊制度コールセンター

☎0570-041-389

受付時間：9:00~22:00



届出住宅には  
標識が掲示されます

### ◆市内で民泊を始める場合の届出先

問い合わせ…産業振興課 ☎048-259-9018 FAX048-259-2622



### 分譲マンションの民泊対応

分譲マンションでは、管理規約で民泊実施の可否を条例の範囲内で決定することができます。トラブル防止のため、国土交通省のマンション標準管理規約を参考に、管理規約の改正 (規約改正のための総会の開催が難しい場合は理事会による決議) を行うようお願いいたします。

問い合わせ…住宅政策課 ☎048-242-6326 FAX048-285-2003